

川崎市立東橋中学校

～いじめ防止基本方針～

- 1 学校経営計画
- 2 いじめ防止基本方針策定の目的
- 3 いじめの定義
- 4 学校が実施する取組
- 5 重大事態への対処
- 6 いじめ防止対策組織・役割分担
- 7 いじめ防止（生徒指導）年間計画
- 8 本校の取組

令和8(2026)年4月

1 令和8年度 学校経営計画

学校教育目標

- 知 → 自主的に学び、真理の追究をめざす生徒の育成
- 徳 → 自他を共に尊重し、自立の精神に基づく責任ある行動のできる生徒の育成
- 体 → 明朗で健康な生活を営むことのできる生徒の育成

学校経営方針

「魅力あふれる教職員」「夢を語る生徒」「笑顔あふれる学校」「可能性を広げる教育環境」

本年度の重点目標

- 『自ら気づき、考え、行動できる生徒の育成を目指して』
- 「確かな学力」の伸長（知）
 - ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、知識・技能の活用能力、主体的な学習態度を育てる授業の創造
 - 豊かな心の育成（徳）
 - ・心に響き、心を耕す心の道徳教育、特別活動、生徒指導
 - ・いじめ、仲間外れを許さない指導の徹底
 - 健やかな体の育成（体）
 - ・生涯にわたり、健康の保持・増進と、生活を改善する力の育成
 - ・安全で効率的な給食の実施と食育の推進
 - ★ 支援教育の推進と充実
 - ・学習指導の充実
 - ・支援が必要な生徒への組織的な対応
 - ・特別支援学級（個別級）における指導・支援体制の充実
 - ・人権尊重教育の推進
 - ・一人ひとりの生徒が活躍できる場の提供
 - ★ 小中連携・支援教育の推進
 - ・子母口小学校、久末小学校との連携教育を充実させ、支援教育の推進を図る（切れ目のない適切な支援の継続）
 - 魅力ある学校づくり（充実した教育環境・施設の活用）
 - ・東橋中学校区コミュニティの趣旨等に基づいた地域と連携したふれあい教育の推進
 - ・子母口小学校と久末小学校と連携した教育の推進
 - ・地域に開かれた信頼される学校づくり
 - かわさき GIGA スクール構想の推進（「ステップ3」への移行）
 - ・学習の基盤となる情報活用能力の育成
 - 教職員の働き方改革の推進
 - ・教職員が健康で生き生きと働くことができる環境づくり

<こんな願いが>

生徒の願い

・生徒が主体的に学ぶことができるわかりやすい授業を！

・生徒会活動や部活動を活発にして、日本一の学校に！

・どんな先生とも気軽に相談できる雰囲気！

保護者の願い

・生徒と先生そして保護者が信頼し合い、安心して生活できる学校であって欲しい

・基礎学力をしっかりと身につけて欲しい

地域の願い

・教育活動を広く地域に伝えて欲しい

・地域の中の「東中」として見守っていききたい

<こんな学校に>

生徒が

・東橋中学校で学んでよかったと思える学校

教職員が

・東橋中学校で教えてよかったと思える学校

保護者が

・東橋中学校に通わせてよかったと思える学校

学校経営方針

○ 魅力あふれる教職員 → 『教師がやりがいを感じる』

- ・ 教育に対する使命感あふれる教職員（生徒が憧れ、生徒から信頼・尊敬される存在に！）
- ・ 生徒への愛情あふれる教職員（生徒と共に過ごす時間を大切にし、決して見捨てない！）
- ・ 生徒の輝く未来のために、心から指導と支援できる教職員
- ・ 一人ひとりの生徒に丁寧に接するために、自身の健康保持と気持ちにゆとりを持てる教職員

○ 夢を語れる生徒 → 『生徒が輝く（生徒が主役の学校）』

- ・ すべての生徒が夢を堂々と語り、自己実現に精一杯努力できる学校
- ・ 様々な行事や部活動の中で生徒に活躍の場をつくり、保証できる学校

○ 笑顔あふれる学校

- ・ 豊かな人間関係、思いやりの心にあふれる学校 → まずは「元気なあいさつ」から
- ・ いじめや暴力行為のない安心安全な学校
- ・ 希望にみちあふれた学校
- ・ 保護者、地域、教職員すべての大人と生徒がにこやかに語り合える学校

○ 可能性を広げる教育環境の確保と教育活動の推進

- ・ 特色ある教育活動を展開するための学校環境の確保 → 地域交流の拠点
- ・ 地域の人材を活用し、生徒が本物や一流のものに触れる機会を設ける

魅力あふれる
教職員

夢を語れる
生徒

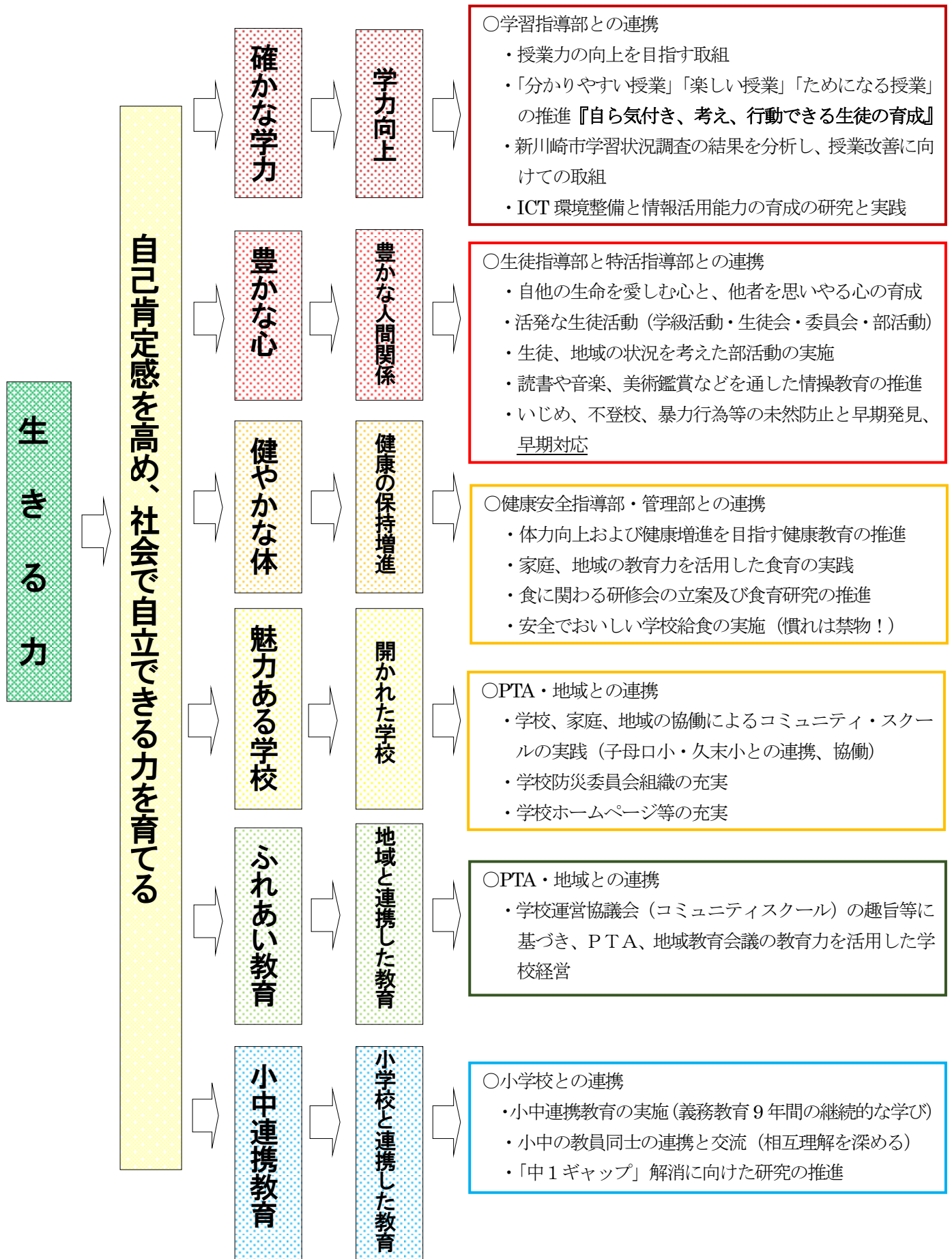
新たな一歩を！

東橘中学校

笑顔あふれる
学校

可能性を広げる
教育環境

重点目標達成に向けての取組



2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8(2026)年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、教務主任
1 学年主任、2 学年主任、3 学年主任、個別級主任、
生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭、
部活動顧問責任者、道徳教育主任、特活主任、
人権尊重教育推進主任、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー（必要に応じて派遣を区・教育担当に要請）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証：校長、教頭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成：生徒指導担当、生徒指導部
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営：生徒指導担当、教務主任
- ・いじめ問題に関する資料の管理：生徒指導担当
- ・道徳教育との連携：道徳教育主任
- ・人権尊重教育の計画立案と実施：人権尊重教育推進主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し
- ・いじめ防止対策会議

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成：生徒指導担当
生徒指導部
1 年：学年主任・副主任
2 年：学年主任・副主任
3 年：学年主任・副主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営：教頭、生徒指導担当、養護教諭
- ・スクールカウンセラーとの連携：生徒指導担当、支援教育コーディネーター

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・学年委員会・生活委員会との連携・・・特活主任、学年、生活委員会
- ・学校運営協議会との連携・・・教務主任、学校運営協議会
- ・地域教育会議との連携・・・教頭、地域教育会議担当

【関係機関との連携】

- ・警察、県警少年相談・保護センター等との連携・・・生徒指導担当
- ・児童相談所、SSW等との連携・・・生徒指導担当

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

※対策会議については、定例開催のほか必要に応じて校長が招集する。

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・生徒理解を深める研修 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・かわさき共生*共育プログラムの取り組みについて ・いじめ防止標語の募集 (生徒会本部・生活委員会)・ポスター制作 ・学校生活アンケートの実施 ・教育相談週間の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 ・かわさき共生*共育プログラムの取り組みについて ・対策会議の開催、職員研修の実施、
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認 ・かわさき共生*共育プログラムの取り組みについて
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケートの実施 ・教育相談週間の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・対策会議の開催 (後期における指導方針の確認) ・学期末面談を通して、情報の収集と共有化
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめや防止対策に関する研修会 ・かわさき共生*共育プログラムの取り組みについて
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケートの実施 ・教育相談週間の実施 ・SOS の出し方・受け止め方教育の実施について
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・対策会議の開催 (今年度の反省と次年度に向けて)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【学校体制振り返り月間】の取組 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学年末面談を通して、情報の収集と共有化 ・来年度に向けての基本方針の見直し

8 本校の取組

本校では、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るために、教師がいじめを察知する力を高めることと、生徒が自主的な活動を通して自浄力を高めること、そして保護者や地域との連携を柱に考え、次の取組を推進していきたい。

教師の察知力を高め、チームで適切な対応

- ・「分かりやすい授業」「楽しい授業」「ためになる授業」の推進。
- ・「自ら気づき、考え、行動できる」生徒の育成。
- ・毎日の授業の中で、常に生徒の言動に気を配り、生徒理解に努める。
(授業の中でこそ、生徒理解・生徒指導が重要である！)
(総合的な学習の時間で培われる人権尊重教育及び平和学習)
- ・支援が必要な生徒への組織的な対応を行う。
- ・ステップルームを有効活用し、生徒のニーズに合った指導を提供する。
- ・生徒の言動の小さな変化を見逃さない。
- ・教師間の情報交換を密に行い、気になる生徒の情報を共有することで、迅速な対応が可能になる。
(教科担任制の強みを生かす⇒組織での対応が可能になる)
- ・担任、教科担当、学年職員だけではなく、部活動や委員会の顧問を交えて情報交換を行う。
- ・多くの教職員に見守られていることが、生徒に伝わることで信頼感や安心感を生み出すとともに、抑止力にもつなげる。

生徒の自主的な取組

《自主的な企画・運営》

- ・全校をあげての「元気なあいさつ運動」を積極的に実施する。
- ・人間関係づくりを重視したレクリエーションの企画、運営をする。
- ・いじめ標語コンテストへの参加をする。

《交流活動の推進》

- ・体育祭や合唱コンクール等で、縦割り（ブロック）の活動を取り入れる。
- ・バザー、地域清掃等、ボランティア活動の推進。
- ・小中連携の様々な活動を通して、地域の児童生徒たちが関わりがもてる環境を築く。
- ・各団体による地域イベントへの参加を促す。

保護者の活動（PTA活動）

- ・各学年保護者による校内の清掃活動と見守り活動（「東中クリーン活動」）の実施。
- ・各学校行事への協力。

地域の力を取り入れた取組

- ・地域での見守り活動。（おやじの会を中心とした巡回活動）
- ・あいさつ運動の実施。
- ・学校運営協議会（コミュニティースクール）の活動の推進。
- ・地域教育会議の活動を充実させる。